

# 臨時的任用の教育職員(講師)の通勤手当が改善！ 権限移譲による勤務条件改悪の復元に向けて市教委を鋭く追及！

発行所 大阪市教職員組合 TEL (6942) 3561(代) FAX (6943) 8039 発行人：岡本 共右

市教組は、7月2日、「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度について」教育委員会と交渉を行った。

冒頭、井上教務部長より、「本日の提案については、労使合意に向けて、誠意をもって交渉・協議を行ってまいりたい。また、権限移譲にかかる交渉において、なお残る課題については、引き続き、市教組との交渉・協議を継続させていただく。」との発言があった。

続いて、松浦給与厚生担当課長より、「臨時的任用の教育職員(講師)の通勤手当については、従来の制度を改め、月途中の採用であっても採用日からの支給とし、月途中の退職者については退職日までの支給とする。なお、通勤手当額の算定方法、支払時期等の詳細については、現在、制度設計の途中であり、詳細が決まり次第、市教組の皆様へお示ししたい。」との提案があった。

これに対し、松岡書記長からは、「今回の提案は、勤務日数に応じた通勤手当が支給されるということで一定理解できるが、市教組は、従来より講師の勤務手当の改善を求めてきた。それがこの時期となったのは遅きに失している。」と教育委員会の対応を厳しく指摘した。また、「政令市への権限移譲により、我々の勤務条件が大きく後退したものがあある。これらについては、引き続き、交渉・協議すべきと考えるがどうか。」と教育委員会を質した。

教育委員会からは、「給与・勤務労働条件に関わる事項については、交渉事項であり、権限移譲に際して、なお残る課題につきましても、誠意をもって協議を行ってまいりたい。」との回答があった。

最後に、岡本委員長より、「本日、教育委員会より提案を受けたが、詳細については、まだ不明な点もあることから、引き続き、交渉・協議を求めていく。」とし、交渉を一時中断した。

市教組は、今後も引き続き、教職員にとって働きやすい制度の確立を求めて、教育委員会との交渉をすすめる。

なお、交渉内容については、裏面を参照。

## 臨時的任用の教育職員に係る通勤手当支給要件の緩和について (提案)

### 1 提案理由

人材確保の観点から、月途中の採用及び退職の臨時的任用の教育職員(以下「講師」という。)の通勤手当について、次のとおり提案する。

### 2 提案内容

現在、講師の通勤手当については、本務の教育職員の例により通勤手当支給規則に定められた支給要件に基づいて支給している。同規則は支給要件の1つに月の1日に在職していることを掲げているため、月途中に採用された講師については、採用翌月から通勤手当を支給している。

今回、所要の規則改正を行うことにより月途中に採用された講師についても、採用日から通勤手当を支給してまいりたい。

<例> 4月2日採用、7月20日退職の場合

#### 【改正前】

4月分	5月分	6月分	7月分
-----	-----	-----	-----

支給対象

#### 【改正後】

4月 (4月2日以降)分	5月分	6月分	7月 (7月20日以前)分
-----------------	-----	-----	------------------

支給対象

### 3 施行時期

平成30年8月下旬

市： それでは、ただいまより大阪市教職員組合の皆様と「権限移譲にかかる教職員の人事給与制度について」交渉をはじめさせていただきます。

市： それでは、双方の自己紹介からお願いします。

市： 本日は、校務ご多忙なところ日程調整をしていただきまして、誠にありがとうございます。昨年の平成 29 年 4 月 1 日に、大阪府からの給与負担等の権限移譲に伴い、皆様方の勤務労働条件につきましては、基本的に本市制度の適用を受けるという形でさまざまな制度変更を行わせていただき、ご理解とご協力を賜ったところでございます。

とりわけ、権限移譲にかかる交渉におきまして、なお残る課題につきましては、引き続き、大阪市教職員組合の皆様と交渉、協議を継続させていただいているところでございます。教育委員会といたしましては、勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であると考えており、これまでも大阪市教職員組合の皆様とは教育委員会との適切な労使慣行に基づき、誠意をもって協議・交渉を行ってきたところであると認識しております。

本日の提案内容につきましても、労使合意に向けて、誠意をもって交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。それでは、担当のほうから具体的なご提案をさせていただきます。

市： それでは、権限移譲に伴う教職員の勤務労働条件に関しまして、臨時的任用の教育職員に係る通勤手当支給要件の緩和について、ご説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。本市におきましては、近年学級数増に伴い教育職員の人材確保が急務となっております。本務の教育職員につきましては、市長より、来年度からの初任給水準の引上げを行うよう表明したところでございます。今回のご提案は、本務の教育職員同様に講師につきましても、人材確保の観点から、その処遇改善を図ってまいりたいという趣旨でございます。

次に提案内容でございます。現在、臨時的任用の教育職員の通勤手当につきましては、本務の教員の例に準じて通勤手当支給規則に定められました支給要件に該当する場合

に支給対象としております。同規則におきましては、月の初日に採用された者につきましては、採用月から通勤手当を支給し、それ以外の者、つまり月途中で採用された者につきましては、採用の翌月から通勤手当を支給する旨が定められております。このため、現在、月途中で採用された講師につきましても、採用の翌月から通勤手当を支給しております。今回、これを改め、講師につきましても月途中の採用であっても、採用日から通勤手当を支給したいと考えております。また、月途中の退職者につきましては、退職日までの支給とすることを考えております。通勤手当額の算定方法、支払時期等の詳細につきましては、まだ制度設計の途中であることから、具体的な事例も含め、改めて大阪市教職員組合の皆様へお示ししてまいります。

今後、制度の詳細を決定したうえで、所要の規則改正等を行い、平成 30 年 8 月下旬には改正規則等を施行し、実施してまいりたいと考えております。提案につきましては、以上でございます。

組： ただいま、教育委員会より臨時的任用の教育職員に係る通勤手当支給要件について、緩和する旨、提案があったところである。それではただいまの提案について、質したいことがあれば。

組： いま、教育委員会から、臨時的任用職員に係る通勤手当の支給要件が示されたわけだが、我々としては、以前より、支給要件の改善を求めていた。なぜ、この時期となったのか。

市： 今回、このような時期の提案となった点につきましては、この間、講師の確保に関わり、深刻な状況が続いており、教育委員会といたしましても、このような状況を改善すべく、さまざまな人材確保策を実施してきたところでございますが、今年度にいたっては、年度当初から講師に欠員が生じている状況となっております。このような状況を早急に改善するため、年度途中からでも大阪府や近隣他都市の動向も踏まえつつ、処遇改善の一環として実施し、さらなる人材確保に繋げてまいりたいと考えているところでございます。

組： 我々としては、講師不足であるからという理由で、制度を良くするのではなく、一人ひとりの講師が、安心して職務に

専念できる給与体系を、教育委員会が責任をもって構築すべきであるということを示し述べておく。

組： 本日は、臨時的任用の教育職員に係る通勤手当支給要件の緩和について、提案を受けたわけだが、臨時的任用の学校事務職員に対しては、本日の提案で示されていない。我々としては、学校現場で働くすべての教職員に適用すべきと考えているのでこの場で申し述べておく。

組： 次に、提案では、平成 30 年 8 月下旬には、改正規則等を施行とある。日程が、非常にタイトであるが、通勤手当額の算定方法や支払時期については、いつ頃、提示される予定か。

市： 具体的な通勤手当の算定方法や、支払時期につきましては、早急に関係部局と調整のうえ制度構築を行い、速やかに大阪市教職員組合の皆様へ提示してまいりたいと考えております。

組： いま、教育委員会から提案のあった内容については、一定、理解できるが、我々としては、権限移譲により勤務条件が大きく後退したものがあつた。これについても、引き続き、協議すべきと考えるが、教育委員会の見解はどうか。

市： 当然のことながら、給与・勤務労働条件に関わる事項につきましても、交渉事項であり、権限移譲に際してなお残る課題につきましては、誠意をもって協議を行ってまいりたいと考えております。

市： 今、担当課長のほうからご回答申し上げましたとおり、教育委員会といたしましても、学校現場を支えていただいている講師の確保は喫緊の課題であると認識しているところであり、今回の提案内容はそのために勤務労働条件の改善を図るものでございます。ご指摘の点も踏まえ、引き続き誠意を持って大阪市教職員組合の皆様方と交渉・協議を行ってまいりたいと考えておりますので、本日のところはよろしくようお願い申し上げます。

組： 本日は、提案を受けたところであり、詳細についてはまだ不明な点も多くあることから、今後、引き続き事務折衝を踏まえ、交渉・協議を求めていくこととし、交渉を一時中断する。